第193回
定時株主総会
招集ご通知

2024年４月１日 ▶ 2025年３月31日

開催日時

2025年６月24日（火曜日）午前10時

開催場所

千葉県浦安市日の出二丁目１番８号
株式会社リーガルコーポレーション
本社１階ホール

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

株式会社 リーガル コーポレーション

証券コード：7938

（証券コード　7938）
2025年6月4日
（電子提供措置の開始日2025年５月30日）

株　主　各　位

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社 リーガル コーポレーション
代表取締役社長　青　野　元　一

第193回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第193回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第193回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「リーガルコーポレーション」または証券コード「7938」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/ＰＲ情報」を選択のうえ、縦覧書類にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に従いまして、書面（郵送）またはインターネット等により、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2025年6月24日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社リーガルコーポレーション　本社1階　ホール

3. 目的事項

報告事項

(1) 第193期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第193期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　取締役6名選任の件

第2号議案　補欠監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
・連結注記表
・個別注記表

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。代理人が出席される場合は、代理人として行使される議決権行使書用紙および代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。なお、代理人は１名とさせていただきます。

(3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(4) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合

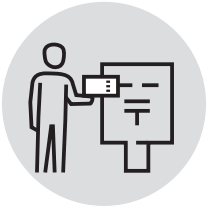

書面（郵送）により議決権をご行使される場合

行使期限　**2025年6月23日（月曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットにより議決権をご行使される場合

行使期限　**2025年6月23日（月曜日）午後5時30分受付分まで**

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合

開催日時　**2025年6月24日（火曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催場所　**千葉県浦安市日の出二丁目1番8号**
株式会社リーガルコーポレーション　本社1階　ホール

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

① 「スマート行使」（スマートフォン用議決権行使ウェブサイト）による方法

同封の**議決権行使書用紙右下に記載のQRコード**をスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」にアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、**議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。**

「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。

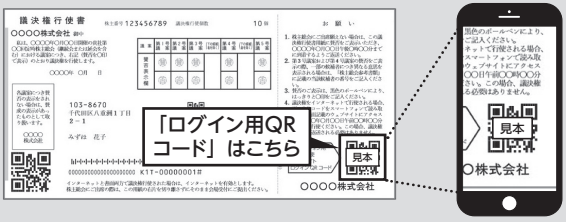

② 議決権行使コード・パスワード入力による方法 https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。
なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

（注）「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）の導入が必要です。

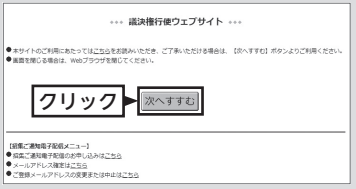

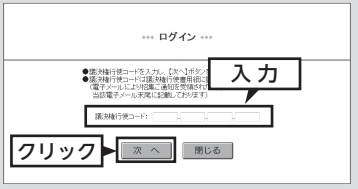

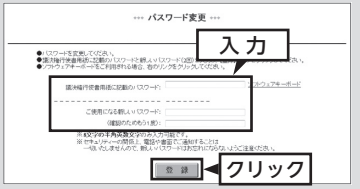

- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記②に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である、みずほ信託銀行証券代行部（以下）までお問い合わせください。

■ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

0120-768-524
（受付時間　年末年始除く 9:00～21:00）

■ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

0120-288-324
（受付時間　平日 9:00～17:00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	青野元一（あおの もとかず） （1962年３月18日生）	1984年４月　当社入社 2008年４月　当社紳士営業部長 2011年４月　当社営業副本部長、紳士営業部長 2014年４月　当社営業副本部長、商品企画一部長 2019年４月　当社営業副本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2020年４月　当社営業統括本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2020年６月　当社取締役　営業統括本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2021年４月　当社取締役　営業統括本部長 2024年４月　当社代表取締役社長（現在）	1,300株
	〈取締役候補者とした理由〉 青野元一氏は、当社の営業・商品企画部門に長年にわたり携わり、当社グループの販売子会社代表取締役を歴任するなど豊富な経験・知見と経営者としての実績を有しており、2024年4月に代表取締役に就任して以来、当社グループの構造改革と収益性改善、企業価値向上へリーダーシップを発揮することが期待されるため、取締役候補者といたしました。		
2	白崎裕公（しらさき ひろまさ） （1960年２月22日生）	1982年４月　当社入社 2008年４月　当社業務統括部長 2012年４月　当社人事総務部長 2019年６月　当社常勤監査役 2021年６月　当社取締役　管理副本部長 2024年４月　当社取締役　管理本部長 2024年６月　当社常務取締役　管理本部長 2025年４月　当社常務取締役　管理本部管掌（現在）	3,300株
	〈取締役候補者とした理由〉 白崎裕公氏は、当社の営業・業務管理および管理部門に長年にわたり携わり、当社の常勤監査役を歴任するなど経営管理、情報管理責任者としての豊富な経験と専門性を有しており、今後もこれまでに培ってきた経験と知見を活かして、特にコーポレートコミュニケーション分野およびコーポレート・ガバナンス体制強化への貢献が期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	横尾 厚史 （1961年9月19日生）	1984年４月　当社入社 2015年４月　当社業務統括部長 2020年４月　当社営業統括室長、販売促進部長 2021年６月　当社取締役　経営企画室長 2022年４月　当社取締役　営業統括副本部長、経営企画室管掌 2024年４月　当社取締役　営業統括本部長 2025年４月　当社取締役　営業統括本部管掌（現在）	1,200株
	〈取締役候補者とした理由〉 横尾厚史氏は、当社の商品・業務管理および経営企画部門に長年にわたり携わり、当社グループの営業政策・経営管理に関する豊富な経験・専門性を有しており、今後もこれまでに培ってきた経験と知見を活かして、特に成長戦略、新規事業開拓の分野において、当社の持続的成長と企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者といたしました。		
4	小林 真一郎 （1963年３月16日生）	1987年４月　当社入社 2018年４月　当社調達部長 2020年４月　当社調達副本部長、調達部長 2022年４月　当社調達本部長 2022年６月　当社取締役　調達本部長 2023年４月　当社取締役　調達本部長、調達部長 2023年10月　当社取締役　調達本部長 2025年４月　当社取締役　調達本部管掌（現在）	800株
	〈取締役候補者とした理由〉 小林真一郎氏は、当社の国内外の調達・品質管理・海外事業部門に長年にわたり携わり、当社グループの生産管理に関する豊富な経験と専門性を有しており、今後もこれまでに培ってきた経験と知見を活かして、特に調達・製造部門におけるプロダクトコストおよびDX推進において、当社の持続的成長と企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者といたしました。		
5	山本 真 （1952年12月14日生）	2007年７月　あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年６月　同社常勤監査役 2010年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤監査役 2014年３月　同社退社 2018年６月　当社社外取締役（現在）	900株
	〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要等〉 山本真氏は、損害保険業界における長年の経験と企業経営、事業活動に伴うリスク・内部統制に関する豊富な知見を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくとともに、財務管理をはじめ、内部統制を含めたコーポレート・ガバナンスに関する視点からも経営の透明性・監督機能を高めリスクマネジメント体制強化への貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	上田美帆（うえだみほ） （1972年1月19日生）	1999年４月　弁護士登録 沼田法律事務所 2017年４月　サンライズ法律事務所（現在） 2018年６月　トレイダーズホールディングス株式会社社外取締役 2021年６月　当社社外取締役（現在） 2022年12月　株式会社マリオン社外取締役（監査等委員） 2023年６月　株式会社熊谷組社外監査役（現在） 2024年６月　ジェコス株式会社社外監査役（現在）	0株
	〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要等〉 上田美帆氏は、弁護士として企業法務を中心に豊富な経験と高い専門性を有しており、上場会社での社外役員の経験もあることから、当社の経営全般に助言・提言をいただくことで、リスクマネジメントやコンプライアンス、内部統制を含めたコーポレート・ガバナンス体制強化および継続的な企業価値向上へ貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営には関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者山本真氏および上田美帆氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．当社と社外取締役候補者山本真氏および上田美帆氏は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
４．当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防護費用等の損害を補填することとしており、2025年7月更新の予定であります。本議案の取締役候補者の各氏は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後は引き続き被保険者となります。なお、当該保険料は、全額当社が負担しております。

（ご参考）第１号議案が承認された場合の役員構成とスキルマトリックス

当社は、経営戦略に照らして取締役・監査役に期待する専門性および経験等を踏まえ、知識・経験・能力のバランスが適切な形となる役員構成としております。

候補者選定にあたっては、以下のスキルの多様性・知見・経験を考慮して選任しております。

	氏　　名	当社が期待する知見・経験							
		企業経営・経営戦略	営業・マーケティング	製造・開発	財務・会計・IT	法務・リスクマネジメント	人事労務・人材育成	ガバナンス・内部統制	ESG・サステナビリティ
取締役	青野　元一	○	○	○					○
	白崎　裕公	○			○	○	○	○	○
	横尾　厚史	○	○		○				○
	小林　真一郎	○		○	○		○		○
	山本　　真 社外 独立	○				○		○	
	上田　美帆 社外 独立					○	○	○	
監査役	古賀　辰哉				○	○		○	
	内堀　慎一					○		○	○
	中川　ゆき子 社外 独立				○	○		○	
	西田　　章 社外 独立					○	○	○	○

（注）1. 取締役会における社外取締役（独立役員）の比率は3分の1、役員全体の社外（独立役員）比率は40%となります。
2. 取締役会における女性取締役（1名）の比率は16.7%、役員全体の女性役員（2名）の比率は20%となります。
3. 上記一覧表は、取締役候補者および監査役の有するすべての知見や経験を表するものではありません。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
西（にし）　浩 一 郎（こういちろう） (1953年1月12日生)	1971年４月　福岡国税局入局 1995年７月　麹町税務署総括上席国税調査官 1998年７月　東京国税局主査 2005年７月　東京国税局総括主査 2009年７月　豊島税務署特別国税徴収官 2010年９月　税理士法人茂呂総合研究所所属税理士（現在）	0株
	〈補欠監査役候補者とした理由〉 西浩一郎氏は、国税局、税務署、税理士法人における長年の経験により税務、会計に関する豊富な知見と高い専門性を有しており、その豊かな経験と幅広い見識をもとに、当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者といたしました。なお、同氏は、会社経営には関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者西浩一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西浩一郎氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 西浩一郎氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防護費用等の損害を補填することとしており、2025年7月更新の予定であります。西浩一郎氏の選任が承認され社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

以　上

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善し、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、原材料・エネルギー価格の高騰等や円安による消費者物価の上昇は続いており、更に、中国経済の先行き懸念、米国による新たな経済政策等今後の金融市場や経済への影響懸念も存在するなど、先行きは不透明な状況が続いております。

靴業界におきましても、円安に伴うインバウンド需要は伸長したものの、消費者物価上昇に伴う生活防衛意識の高まりによる節約志向の継続、原材料価格、商品仕入原価の高騰等により厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは中期経営計画（2023年度から2025年度）の2年目にあたり、「顧客経験価値の創造」を全社戦略のテーマとして掲げ、「顧客戦略」、「ブランド戦略」、「リアル・EC店舗戦略」、「新規事業戦略」の4つの成長戦略を軸に取り組んでまいりました。

「顧客戦略」につきましては、DXの取組みの一環として、データ統合基盤の整備を進め、より利便性の高いサービスや販促提案により、オンラインショップを含めた小売店舗の会員数増加を図っております。当第4四半期では、顧客層の拡大・離反防止やLTV（ライフタイムバリュー）の向上を目的とし、新規アプリ・メルマガ会員獲得施策を積極的に実施するとともに、将来の顧客層へのコミュニケーション強化を目的とした「YouTubeチャンネル」の配信や既存会員のファンの皆さまを対象にした「ファンミーティング」を適宜実施するなど様々な情報提供・共有を行っております。

当連結会計年度末における2年以内に購買履歴のある会員数は96.2万人（2024年3月末比9.5万人増）、うちメルマガ登録会員数は27.2万人（2024年3月末比4.2万人増）となりました。

「ブランド戦略」につきましては、主力である「リーガル」は、本年2月に新たなタグライン「Always feel good」を設定し、23年ぶりにブランドロゴを刷新、当社の企業ミッションである“「ずっといい」を創造する”を具現化する基幹ブランドとして製品・機能・サービスを繋ぐ一貫体制により、お客さまへの提供価値を高めてまいります。当第4四半期では、春の需要期に合わせた会員向けプレゼントキャンペーンやパーソナル需要に対応したオーダーフェア等を随時開催いたしました。

「リアル・EC店舗戦略」につきましては、EC店舗の意義・役割は、顧客接点の拡大・拡張・多様化などのマーケットを広げることにあり、リアル店舗との融合を主眼としております。リアル店舗と自社ECサイトが連動した販促提案やコーディネート・商品提案を継続的に実施、更に、当社ブランドの認知度向上と販売チャネルおよび顧客層の拡大と増加を目的とし、外部ECモールへの取組みを強化しております。当連結会計年度の外部EC全体の売上高は、前年同期比で61.2％の増収となりました。

「新規事業戦略」につきましては、デジタルを基盤とした事業再編で最適な事業バランスを実現し、新たな事業創設を目指しております。現在、異業種との共創・コラボレーション、ニッチ市場への参入やサステナビリティの一環として靴の製造過程で生じる残革を利用したルームシューズや革小物ブランド「CYQUEL」の販売を開始いたしました。

以上の取組みの結果、当連結会計年度の業績は、売上面につきましては、自社・外部ECを含めたネット通販は伸長したものの、ワークスタイルや購買行動の多様化、温暖化による急激な気候変動への十分な対応ができず、季節商材やビジネスシューズが苦戦したこともあり、売上高は23,558百万円(前年同期比0.7％減)となりました。

利益面につきましては、在庫効率改善施策等の効果もあり、売上総利益額は前年同期比で1.6％の増益となりましたが、靴小売事業における業務委託料を含めた人件費や販売促進のため広告宣伝を強化したことによる販売費及び一般管理費の増加により、営業利益、経常利益は前年実績を下回りました。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上により前年実績を上回りました。

以上の結果、営業利益は397百万円(前年同期比23.4％減)、経常利益は497百万円(前年同期比7.3％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は700百万円(前年同期比63.8％増)となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

① 靴小売事業

靴小売事業では、WEBコンテンツを介した店頭販売員によるコーディネート・商品提案や需要期の販促提案、SNSを活用したお客さまとの情報共有等、OMOの推進による顧客接点の拡大と顧客経験価値の向上に注力いたしました。

国内直営小売店の売上高は、主力の「リーガルシューズ店」では、婦人靴につきましては急激な気候変動によりサンダルやブーツ等季節商材に過不足が生じ苦戦いたしましたが、インバウンド需要の増加や付加価値の高い防水性・通気性などの機能を備えたカジュアル志向のスニーカーや履き心地を重視した「リーガルウォーカー」に加え、全天候型のソールを搭載したビジネスシューズ等が堅調に推移したことから、売上高は前年同期比で3.5%の増収となりました。

また、ECサイトである「リーガルオンラインショップ」につきましては、リアル店舗と連動した販促施策やWEBコンテンツを介した店頭販売員によるスタッフスタイリング経由の受注、WEB注文によるリアル店舗受取りサービス等シームレスな顧客サービスに注力いたしました。スタッフスタイリング経由の受注額構成比は44.7%を占めており、特に婦人靴の「リーガル」、「リーガルウォーカー」や「ケンフォード」は好調に推移し、売上高は前年同期比で19.2%の増収となりました。

しかしながら「アウトレット店」につきましては、気候変動に対応した季節商材等の品揃えが十分にできず、カジュアル化傾向もあり紳士・婦人靴ともに「リーガルウォーカー」やカジュアルシューズは堅調に推移したものの、主力のビジネスシューズが全般的に苦戦し、売上高は前年同期比で2.8%の減収となりました。靴小売事業全体の業績につきましては、売上高、売上総利益額につきましては前年並みに推移したものの、営業利益につきましては、店頭販売に係る人件費等の増加により大幅に下回りました。

当連結会計年度の店舗展開につきましては、5店舗を出店し、不採算店舗3店舗を閉店いたしました。(直営小売店の店舗数119店舗、前連結会計年度末比2店舗増)

この結果、当連結会計年度の売上高は14,573百万円（前年同期比0.8%増)、営業利益は141百万円（前年同期比65.2%減）となりました。

② 靴卸売事業

靴卸売事業では、既存取引先の減少・売場縮小等が進むなか、収益性の改善に向けた取引先への販売方法の見直しや新たな顧客創造としての新規取引先開拓に取り組んでまいりました。

主力の百貨店業態につきましては、防水・透湿性に優れた付加価値の高いカジュアル志向のスニーカーや「リーガルウォーカー」は堅調に推移したものの、ビジネスシューズ全般は苦戦いたしました。また、地方のショッピングモールや靴専門店、大型チェーン店等につきましても消費者物価上昇の影響による低価格志向が見られ、値ごろ感のある紳士靴の「ケンフォード」や婦人靴の「アールドット」、「ビューフィット」は堅調に推移しているものの、全般的に苦戦が続いております。一方で、外部ECモールにつきましては、「リーガルウォーカー」や「リーガルカジュアル」、「ケンフォード」を中心に好調に推移しており、加えて、革靴の新たな価値観を構築することを目的とした「The Kenford Fineshoes」は新規のセレクトショップや公式オンラインストアにて着実に売上を伸ばしております。靴卸売事業全体の業績につきましては、既存取引先の売上減少を補うには至らず、売上高は前年実績を下回りましたが、利益面では在庫効率改善施策の効果から、流通値引額が減少するなど回復傾向にあります。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,968百万円（前年同期比3.2%減)、営業利益は255百万円（前年同期比187.6%増）となりました。

③ その他事業

報告セグメントに含まれない不動産賃貸料の収入など、その他事業の当連結会計年度の売上高は150百万円（前年同期比8.1%増)、営業利益は12百万円（前年同期比87.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、270百万円であります。

主なものは、国内工場の靴製造用機械の購入、「リーガルシューズ東急百貨店たまプラーザ店」など直営店舗を新たに出店したことや、「リーガルシューズイオンモール広島府中店」など直営店舗の改装による店舗内装工事費等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、中長期運転資金(既存借入金の借換資金を含む。)として、金融機関と2024年３月29日に2,000百万円のタームローン契約を締結し、2024年４月30日付で2,000百万円の借入を実行しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、企業収益や雇用環境の改善により、緩やかな回復傾向となっておりますが、原材料・エネルギー価格の高騰等や消費者物価の上昇により、依然として先行き不透明な状況が続いており、加えて2025年4月からの米国による新たな経済政策等により、当社事業への影響が懸念されております。

当社グループにおける中期経営計画（2023年度から2025年度）2年目の実績は、消費者のワークスタイルの変化や購買行動の多様化、猛暑等気候変動への十分な対応ができず、目標数値を大幅に下回る結果となりました。このような状況下、市場ニーズの変化に迅速に対応するため、商品開発力と販売戦略の強化が急務であり、中期経営計画3年目を迎えるにあたりその一部を見直し、抜本的な構造改革による収益性の改善とデジタルデータの利活用によるビジネスモデルの構築を重要課題に掲げ、以下の事項に取り組んでまいります。

① ブランド価値の向上

ブランドごとのコンセプトやペルソナを明確にし、ブランド価値の向上を図ってまいります。主力である「リーガル」は、新たなタグライン「Always feel good（ずっと心地いい）」を設定し、当社の企業ミッションである“「ずっといい」を創造する”を具現化する基幹ブランドとして製品・機能・サービスを繋ぐ一貫体制により、お客さまへ新たな顧客経験や提供価値を高めてまいります。

② デジタルデータ利活用によるビジネスモデルの構築

企画・開発、製造、調達、販売までを一元管理する調達販売連携システムを基盤とし、顧客・販売データ、市場動向などのデジタルデータを高度に分析・活用することで、顧客ニーズやライフスタイルの変化をリアルタイムに把握し、迅速な商品・サービスの開発・提供を実現します。実店舗とEコマースをシームレスに連携させ、お客さま一人ひとりに最適化された購買体験を提供することで、顧客経験価値の高いビジネスモデルを構築します。更に、現行の会員システムを統合し、顧客基盤を再構築することによって、お客さまの利便性や満足度を高め、顧客生涯価値の向上を図ってまいります。

③ 在庫効率の改善による収益性の向上と物流プロセスの効率化

ブランドポートフォリオと商品ラインナップの最適化を推進し、商品ごとの完成度を追求することで在庫効率を改善し、収益性の向上を図ります。また、国内自社生産の強みを最大限に活かし、市場の変化に迅速に対応する「高品質・小ロット・短納期」の生産体制を確立するとともに、サプライチェーン全体の可視化と最適化、物流プロセスの効率化によりコスト削減にも取り組んでまいります。

④ サステナビリティの推進

全ての企業活動が豊かな自然環境と人々の生活の上に成り立っていることを深く認識し、ステークホルダーの皆さまとともに持続可能な成長・共創を目指してまいります。品質の維持・向上を基本とし、原材料調達から生産、販売、廃棄に至るプロセスを見直し、持続可能なサプライチェーンの構築を推進します。また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、製品のロングライフ化、リサイクルしやすい素材の選定、回収・リサイクルシステムの構築に取り組んでまいります。

⑤ 人的資本経営とダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン

多様な人材が成長・活躍する自律的な組織への変革を目指し、「創造・挑戦・多様性」を重視した人事制度への転換と「組織の持続的成長」を担う人材の育成に取り組み、中長期的な経営戦略に不可欠な人材の確

保と人的資本への積極的な投資を行ってまいります。個々の多様性を尊重し、従業員がそれぞれの能力を最大限に発揮できる環境を整えるため、ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョンを推進し、柔軟な働き方支援、研修制度の充実を図り誰もが貢献できる企業環境を創造してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻をたまわりますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第 190 期 (2021年4月～ 2022年3月)	第 191 期 (2022年4月～ 2023年3月)	第 192 期 (2023年4月～ 2024年3月)	第 193 期 (2024年4月～ 2025年3月)
売上高（百万円）	20,814	22,561	23,731	23,558
営業利益（百万円）	159	293	518	397
経常利益（百万円）	299	401	536	497
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	138	491	427	700
1株当たり当期純利益（円）	43.49	153.78	133.92	219.41
総資産（百万円）	27,383	27,500	27,796	26,258
純資産（百万円）	10,281	10,963	12,450	12,746

（注）1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第193期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社リーガル販売	10	100.0	各種靴の卸売
株式会社リーガルリテール	10	100.0	各種靴の小売
チヨダシューズ株式会社	10	100.0	各種靴の製造

（注）1. 連結対象子会社は、上記の３社を含め13社（前期14社）であり、持分法適用の非連結子会社又は関連会社は、３社（前期は持分法適用の関連会社１社）であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、紳士靴、婦人靴、安全靴および諸官庁向特殊靴等を企画、製造、仕入、販売しております。

(8) 主要な営業所および工場

当社

本店所在地　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

事業所　本店、大阪支店（大阪市中央区）

子会社

販売会社　㈱リーガル販売（千葉県浦安市）、㈱リーガルリテール（千葉県浦安市）、上海麗格鞋業有限公司（中国上海市）

生産会社他　岩手製靴㈱（岩手県盛岡市）、岩手シューズ㈱（岩手県奥州市）、チヨダシューズ㈱（新潟県加茂市）、㈱ニッカエンタープライズ（千葉県柏市）、加茂製靴㈱（埼玉県南埼玉郡）、㈱リーガルビジネスサポート（千葉県浦安市）、香港麗格靴業有限公司（香港）

直営小売店　119店舗（うち当社 29店（オンラインショップを含む）、㈱リーガルリテール 85店、上海麗格鞋業有限公司 1店、香港麗格靴業有限公司 4店）

(9) 従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比増減
男　性	504名	46名減
女　性	330名	72名減
合　計	834名	118名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員627名（パートタイマーおよび契約社員）は含まれておりません。

2. 従業員数が前事業年度末と比べ大幅に減少しておりますが、その主な理由は、前事業年度まで当社の連結子会社でありました蘇州麗格皮革制品有限公司が当事業年度から持分法適用の非連結子会社となったことによるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,684
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,160
株式会社商工組合中央金庫	769
みずほ信託銀行株式会社	700
シンジケートローン	1,850

(注)シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする協調融資によるものです。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　13,000,000株

（2）発行済株式総数　3,250,000株　（自己株式113,973株を含む）

（3）株　主　数　8,329名　（前期末比　869名増）

（4）大　株　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
	千株	%
株式会社ニッピ	465	14.85
平和株式会社	159	5.07
みずほ信託銀行株式会社	137	4.38
中央建物株式会社	108	3.44
リーガル取引先持株会	104	3.34
株式会社ダブルエー	100	3.19
株式会社みずほ銀行	68	2.19
ミツワ産業株式会社	59	1.88
株式会社イオスビジネスハウス	50	1.60
株式会社三井住友銀行	50	1.59

（注）1. 当社は自己株式113,973株を保有していますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（113,973株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名　称 （発行決議の日）	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間
第12回新株予約権 （2021年2月5日）	取締役1名	普通株式 562株	払込を要しない	1株当たり 1円	2021年2月22日 ～2051年2月21日
第13回新株予約権 （2023年2月8日）	取締役4名	普通株式 2,312株	払込を要しない	1株当たり 1円	2023年2月27日 ～2053年2月26日
第14回新株予約権 （2024年2月8日）	取締役4名	普通株式 2,060株	払込を要しない	1株当たり 1円	2024年2月26日 ～2054年2月25日
第15回新株予約権 （2025年2月10日）	取締役4名	普通株式 3,198株	払込を要しない	1株当たり 1円	2025年2月27日 ～2055年2月26日
行　使　条　件	新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。				

（注）社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	青野元一	
常務取締役	白崎裕公	管理本部長
取締役	横尾厚史	営業統括本部長
取締役	小林真一郎	調達本部長
取締役	山本真	
取締役	上田美帆	サンライズ法律事務所　弁護士
		株式会社熊谷組社外監査役
		ジェコス株式会社社外監査役
常勤監査役	古賀辰哉	
常勤監査役	内堀慎一	
監査役	中川ゆき子	中川公認会計士事務所　公認会計士
		株式会社キャンドゥ補欠取締役（監査等委員）
		平安レイサービス株式会社社外監査役
監査役	西田章	西田法律事務所　弁護士
		株式会社小林洋行社外取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役山本真氏および上田美帆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中川ゆき子氏および西田章氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中川ゆき子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）当事業年度中の取締役の異動

退任

2024年6月25日開催の第192回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長安田直人氏および取締役浦聖貴氏は任期満了により退任いたしました。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役山本真氏、上田美帆氏および各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用等の損害を補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社におけるすべての取締役、監査役でありその保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役　山本真氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況と社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、主に損害保険業界における長年の経験、幅広い見識から財務管理および内部統制システムについて当社に有用な発言等を行い、更に会社経営の豊富な経験と幅広い見識から議案の審議に必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役　上田美帆氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

サンライズ法律事務所、株式会社熊谷組およびジェコス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況と社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門性からリスクマネジメントやコンプライアンスをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制の強化に関する課題の指摘や提言を行い、更に上場会社の社外役員としての経験と幅広い見識から議案の審議に必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 監査役　中川ゆき子氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中川公認会計士事務所、株式会社キャンドゥおよび平安レイサービス株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会9回すべてに出席し、公認会計士としての財務および会計に関する専門的知見と豊富な経験を有しており、その実績により培われた専門知識を活かし、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ．独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

④ 監査役　西田章氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

西田法律事務所および株式会社小林洋行と当社の間には特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会9回すべてに出席し、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験に加え、上場会社での社外取締役（監査等委員）としての豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ．独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(6) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬（賞与）	非金銭報酬（ストックオプション）	
取締役 （うち社外取締役）	115 (13)	98 (12)	9 (1)	7 (−)	8 (2)
監査役 （うち社外監査役）	40 (12)	40 (12)	−	−	4 (2)
合　計 （うち社外役員）	156 (25)	138 (24)	9 (1)	7 (−)	12 (4)

（注）1. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役２名）、監査役は４名（うち社外監査役は２名）であります。
2. 上記報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の総額には、2024年６月25日開催の第192回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名への支払いを含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結営業利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結営業利益を選定した理由は、当社グループの近時の対処すべき課題として、収益性の早期改善を重要課題に掲げ、これを改善すべく当事業年度の経営計画において連結営業利益の目標達成評価を最重要指標と設定したためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、当社取締役会においてあらかじめ定める対象取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与係数を乗じた額としております。当事業年度の連結営業利益の推移は１．(5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

業務執行取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業務執行取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を毎年一定の時期に交付しております。当該ストックオプションとしての新株予約権の内容は、取締役退任時に一定の権利行使期間を設定し、各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当株数）の決定にあたっては、各取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当該ストックオプション1株当たりの公正評価額で除することにより算出し、新株予約権を交付しております。その交付状況は３．会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において年額250百万円以内（うち、社外取締役年額25百万円以内）と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、ストックオプションとしての株式報酬の額を年額20百万円以内（社外取締役は交付対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業業績と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能し、株主利益とも連動し、かつ、各事業年度の経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

イ．決定方針の内容の概要

・取締役の報酬は、毎月定時定額で支給する基本報酬、短期業績に連動する報酬としての賞与、株価によって変動する株式報酬であるストックオプションとしての新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、ストックオプションとしての新株予約権は交付しない。
・基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、従業員の給与水準および中長期実績や過去の支給実績を総合的に勘案して決定する。
・業績連動報酬等は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定時期に支給する。
・ストックオプションとしての株式報酬は、各業務執行取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、公正評価額で除することにより算出して、毎年一定時期に新株予約権を交付する。
・種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、職責および業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、従業員の給与・賞与水準を参考に、社外取締役を含む取締役会において協議を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議内容を踏まえたうえで、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝75：20：5とする。(業績指標を100%達成の場合)

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外取締役を含む取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な協議を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年６月25日開催の取締役会にて代表取締役社長青野元一に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を含む取締役会において原案を協議し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議の内容を踏まえ報酬等の決定を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

藍監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

31百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31百万円

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、金融商品取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく報酬を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者、管理本部長をコンプライアンス副統括責任者とし、当社および当社グループ（以下「当社グループ」という。)の全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。

② コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、総務法務部をコンプライアンス推進部門として当社グループの役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。

③ コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、当社グループの役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会は文書管理規程を定め、総務法務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループを取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が当社グループのリスクの監視・対応を行う。

② 当社グループの取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役会に報告・協議する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会は、当社グループの取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやＩＴインフラ等の整備を促進する。

② 当社の取締役会は毎期経営計画を策定し、事業部門またはグループ会社毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。

③ 当社の取締役は、原則毎月経営計画の進捗状況を経営会議等でレビューし、四半期毎に取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門またはグループ会社に指示する等、職務の効率的遂行を図る。

(5) 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 販売子会社は営業統括本部長を、生産子会社は調達本部長をそれぞれ責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。

② 当社の子会社の取締役等は、その職務の執行状況について定期的に当社に対して報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人に対し、監査に必要な事項を命令することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から命令を受けたその職務を補助すべき使用人は、当該職務の執行に関して取締役等の指示命令を受けない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
① 当社グループの取締役および使用人等は、当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに監査役に報告する。
② 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。
② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。
(10) 反社会的勢力排除のための基本的な考え方および整備状況
① 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
② 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署を総務法務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループでは、コンプライアンスマニュアルに基づき、全役職員が法令、定款をはじめ各種ルールに則って行動するよう徹底を図るとともに、内部通報制度として社内窓口を総務法務部、社外窓口を顧問弁護士事務所に設け、全役職員に周知徹底し、通報があった場合は、その内容の事実確認を行った後、速やかに対策を実施しており、通報者への不当な取扱いの禁止についてもルールに則り適切に運用しております。また、全役職員の遵法意識向上のため、毎月「コンプライアンス便り」等を発信し、社内啓蒙活動を行っております。

(2) 職務執行が効率的に行われることに対する取組み

当期は取締役会を9回開催し、取締役は、法令、定款および社内規則等で定められた事項、その他経営に関する重要事項について意思決定を行っております。また、業務執行や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に決定、執行を行うため取締役、監査役および執行役員等によって構成される経営会議等を適宜開催し、事前に議論および審議を行っております。

(3) リスク管理に対する取組み

当社は、経営者が財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクに対して、経営企画室が監視、対応を行っております。

なお、情報セキュリティについては、情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの情報セキュリティに関するマネジメント体制およびリスク状況を評価しております。

また、大規模な自然災害や感染症などの緊急事態が発生した場合でも、被害を最小限に抑えるためのBCP(事業継続計画)を再構築中であり、安否確認、被災情報の収集共有システムの運用、防災訓練等については随時実施しております。

(4) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組み

内部監査室が、内部監査年間計画に基づき、当社グループへの内部監査ならびに内部統制の整備、運用状況の確認を行っております。また、取締役会や経営会議等に出席し、経営課題等へのモニタリングを実施する等、当社グループの業務の適正の確保に取り組んでおります。

8．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1902（明治35）年の創立以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

ア．当社グループの「ミッション・ビジョン・バリュー」

将来にわたって変化に対応し、業績を向上させ、従業員が活力を持って働いていくためには、企業構造の変革と従業員一人ひとりの自己変革が必要であり、その確固とした軸となる「ミッション・ビジョン・バリュー」を以下のとおり制定しております。

〈ミッション〉　“「ずっといい」を創造する”

時間が経つほど大事にされ、価値が生まれるような「ずっといい」暮らしや生き方を皆さまとともに創造していくことを目指します。

〈ビジョン〉　“人生に物語を、社会に豊かさを。”

一人ひとりの良質な毎日が積み重なり、未来には新しい文化が生まれ、社会は豊かになっていきます。私たちは人生に物語を、社会に豊かさをつくっていく会社を目指します。

〈バリュー〉　・一人ひとりを想像する　・共に歩み、共に創る　・長く愛される品質を
・枠を超え、創造的に　・挑戦をやり遂げる

イ．企業価値向上のための取組み

①サステナビリティ経営

当社は、当社グループが様々な事業活動を推進していくうえで、持続可能な社会実現への貢献と中長期的な企業価値の向上が重要な経営課題であるとの認識に立ち、以下のとおり「サステナビリティ方針」を制定しております。

〈サステナビリティ方針〉

「当社およびグループ各社は、全ての企業活動が、豊かな自然環境と人々の生活の上に成り立っていることを認識し、ステークホルダーと共に成長・共創することにより、豊かで持続可能な社会の実現を目指します」

当社グループは事業活動を通じて、ステークホルダーと共に、よりよい未来の社会づくりに貢献してまいります。

サステナビリティへの取組みの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトをご参照ください。

（アドレス https://www.regal.co.jp/corporate/company/sustainability）

②人的資本経営

当社グループは、多様な人材が成長・活躍する自律的な組織への変革を目指し、「創造・挑戦・多様性」を重視した人事制度への転換と「組織の持続的成長」を担う人材の育成に取り組んでおります。

人事戦略の課題・テーマは以下の3つを設定しております。

（ⅰ）労働力の確保・定着：採用力の強化、長期雇用を実現する制度設計、グループ間の人材流動性

（ⅱ）多様な社員が活躍できる環境整備：柔軟な働き方制度の整備、多様さを受け容れる風土醸成

（ⅲ）社員の成長を促進する育成基盤構築：育成視点の評価制度運用、柔軟な育成・成長プログラム

③コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、東京証券取引所の定めに基づく独立社外取締役2名（うち女性1名）、独立社外監査役2名（うち女性1名）を選任し、取締役会における独立社外取締役の比率は3分の1となっております。

また、取締役には、取締役会に必要な専門性と経験を一覧にしたスキルマトリックスに基づき、知識・経験のバランスを考慮して配置するよう努めるとともに、事業年度毎に取締役会の実効性の分析・評価を行い、その改善に向けた継続的な施策推進にも取り組んでおります。

ウ．中期経営計画に基づく取組み

当社グループが目指す姿は、顧客と企業が共創することによって、社会価値や環境価値が実現される「持続可能な社会に貢献する、信頼される企業になる」ことであります。

中期経営計画における全社戦略の中心は「顧客経験価値の創造」とし、「変革」と「創出」をキーワードに「うる」、「つくる」、「ささえる」の3つの事業を変革してまいります。

主な成長戦略

①顧客戦略：ＩＴ活用による顧客基盤の再構築

②ブランド戦略：顧客視点のカテゴリ創出

③リアル・EC店舗戦略：CX（顧客体験）最大化のための「場」を創出

④新規事業戦略：新たなビジネスモデルの創出

中期経営計画の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトをご参照ください。

（アドレス https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9010）

(3)「当社株式の大量買付行為への対応方針」（以下「本プラン」という。）の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要）

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2024年6月25日開催の当社第192回定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て継続しております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト掲載のＩＲ情報「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続について」（2024年5月13日付）をご参照ください。

（アドレス https://www.regal.co.jp/cms/pdf/ir/tanshin/2024-05-13-3.pdf）

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる取組みであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また当社は、a.買収への対応方針に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された

公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足するとともに、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1 - 5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっていること、b.株主意思を反映させるものであること、c.独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものであること、d.デッドハンド型およびスローハンド型の対応方針ではないこと等踏まえ、本プランは、当社の株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

9．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当業界の収益が市場動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、株主還元方針につきましては、総還元性向50%以上を目標としたうえで、今後の事業投資と基盤投資も勘案し、安定的な利益還元を目指すことを基本方針といたしております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2025年５月12日開催の取締役会決議により、１株につき75円とさせていただいております。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率および1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**14,958**	**流動負債**	**9,329**
現金及び預金	3,771	支払手形及び買掛金	875
受取手形、売掛金及び契約資産	3,232	短期借入金	6,292
電子記録債権	160	リース債務	70
商品及び製品	6,810	未払法人税等	79
仕掛品	153	賞与引当金	342
原材料及び貯蔵品	476	役員賞与引当金	9
その他	457	店舗閉鎖損失引当金	11
貸倒引当金	△103	契約負債	94
固定資産	**11,300**	その他	1,554
有形固定資産	**4,966**	**固定負債**	**4,182**
建物及び構築物	2,603	長期借入金	2,801
機械装置及び運搬具	100	リース債務	136
土地	1,892	再評価に係る繰延税金負債	46
建設仮勘定	39	退職給付に係る負債	997
リース資産	23	資産除去債務	181
その他	307	その他	19
無形固定資産	**800**	**負債合計**	**13,512**
リース資産	168	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	87	**株主資本**	**9,933**
その他	544	**資本金**	**5,355**
投資その他の資産	**5,533**	**資本剰余金**	**757**
投資有価証券	3,815	**利益剰余金**	**4,131**
長期貸付金	0	**自己株式**	**△310**
破産更生債権等	17	**その他の包括利益累計額**	**2,794**
敷金及び保証金	1,049	その他有価証券評価差額金	2,280
繰延税金資産	382	土地再評価差額金	92
その他	302	為替換算調整勘定	311
貸倒引当金	△34	退職給付に係る調整累計額	110
		新株予約権	**18**
		純資産合計	**12,746**
資産合計	**26,258**	**負債及び純資産合計**	**26,258**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**23,558**
売上原価		**12,116**
売上総利益		**11,441**
販売費及び一般管理費		**11,044**
営業利益		**397**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	132	
持分法による投資利益	7	
為替差益	26	
雑収入	38	**206**
営業外費用		
支払利息	92	
雑支出	13	**106**
経常利益		**497**
特別利益		
投資有価証券売却益	291	
貸倒引当金戻入額	54	**345**
特別損失		
固定資産除却損	13	
減損損失	35	**48**
税金等調整前当期純利益		**793**
法人税、住民税及び事業税	55	
法人税等調整額	38	**93**
当期純利益		**700**
親会社株主に帰属する当期純利益		**700**

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**5,355**	**755**	**3,648**	**△119**	**9,638**
当期変動額					
剰余金の配当			△217		△217
親会社株主に帰属する当期純利益			700		700
自己株式の取得				△223	△223
自己株式の処分		2		32	34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**2**	**483**	**△191**	**294**
当期末残高	**5,355**	**757**	**4,131**	**△310**	**9,933**

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**2,246**	**93**	**289**	**106**	**2,736**	**45**	**29**	**12,450**
当期変動額								
剰余金の配当								△217
親会社株主に帰属する当期純利益								700
自己株式の取得								△223
自己株式の処分								34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	△1	22	3	57	△26	△29	1
当期変動額合計	**33**	**△1**	**22**	**3**	**57**	**△26**	**△29**	**295**
当期末残高	**2,280**	**92**	**311**	**110**	**2,794**	**18**	**－**	**12,746**

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**13,745**	**流動負債**	**9,298**
現金及び預金	3,205	買掛金	844
受取手形	111	短期借入金	7,064
売掛金	3,346	リース債務	70
商品及び製品	6,586	未払金	226
仕掛品	1	未払法人税等	58
原材料及び貯蔵品	214	未払費用	369
前渡金	137	賞与引当金	100
その他	226	役員賞与引当金	9
貸倒引当金	△85	契約負債	60
固定資産	**10,991**	その他	493
有形固定資産	**3,643**	**固定負債**	**3,581**
建物	1,554	長期借入金	2,801
構築物	15	リース債務	136
機械装置及び運搬具	88	退職給付引当金	589
工具、器具及び備品	70	資産除去債務	3
土地	1,851	再評価に係る繰延税金負債	46
建設仮勘定	39	その他	3
リース資産	23	**負債合計**	**12,879**
無形固定資産	**797**	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**6,550**	**株主資本**	**9,488**
投資有価証券	3,646	**資本金**	**5,355**
関係会社株式	553	**資本剰余金**	**677**
関係会社出資金	238	資本準備金	662
関係会社長期貸付金	2,752	その他資本剰余金	14
敷金及び保証金	1,040	**利益剰余金**	**3,750**
繰延税金資産	204	利益準備金	221
その他	67	その他利益剰余金	3,528
投資損失引当金	△480	繰越利益剰余金	3,528
貸倒引当金	△1,472	**自己株式**	**△294**
		評価・換算差額等	**2,349**
		その他有価証券評価差額金	2,257
		土地再評価差額金	92
		新株予約権	**18**
		純資産合計	**11,856**
資産合計	**24,736**	**負債及び純資産合計**	**24,736**

損 益 計 算 書

（2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**20,149**
売上原価		**12,356**
売上総利益		**7,792**
販売費及び一般管理費		**7,765**
営業利益		**27**
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	492	
雑収入	18	**542**
営業外費用		
支払利息	100	
貸倒引当金繰入額	42	
雑支出	13	**156**
経常利益		**413**
特別利益		
投資有価証券売却益	291	
貸倒引当金戻入額	39	**331**
特別損失		
固定資産除却損	2	**2**
税引前当期純利益		**742**
法人税、住民税及び事業税	39	
法人税等調整額	△16	**22**
当期純利益		**719**

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	**5,355**	**662**	**12**	**675**	**199**	**3,048**	**3,247**	**△103**	**9,175**
当期変動額									
剰余金の配当					21	△239	△217		△217
当期純利益						719	719		719
自己株式の取得								△223	△223
自己株式の処分			2	2				32	34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	**－**	**－**	**2**	**2**	**21**	**480**	**502**	**△191**	**313**
当期末残高	**5,355**	**662**	**14**	**677**	**221**	**3,528**	**3,750**	**△294**	**9,488**

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	**2,229**	**93**	**2,323**	**45**	**11,544**
当期変動額					
剰余金の配当					△217
当期純利益					719
自己株式の取得					△223
自己株式の処分					34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27	△1	26	△26	△0
当期変動額合計	**27**	**△1**	**26**	**△26**	**312**
当期末残高	**2,257**	**92**	**2,349**	**18**	**11,856**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

株式会社リーガルコーポレーション
　取締役会　御中

藍監査法人

東京都港区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　富所真男

指定社員 業務執行社員　公認会計士　村中謙氏

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年５月12日開催の取締役会において、保有する投資有価証券の一部を売却することを決議している。
２．連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年５月12日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

株式会社リーガルコーポレーション
　取締役会　御中

藍監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　富所真男

指定社員
業務執行社員　公認会計士　村中謙氏

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2024年４月１日から2025年３月31日までの第193期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年５月12日開催の取締役会において、保有する投資有価証券の一部を売却することを決議している。
２．個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年５月12日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第193期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月20日

株式会社リーガルコーポレーション　監査役会

常勤監査役　古　賀　　辰　哉　　㊞

常勤監査役　内　堀　　慎　一　　㊞

社外監査役　中　川　　ゆ き 子　　㊞

社外監査役　西　田　　章　　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

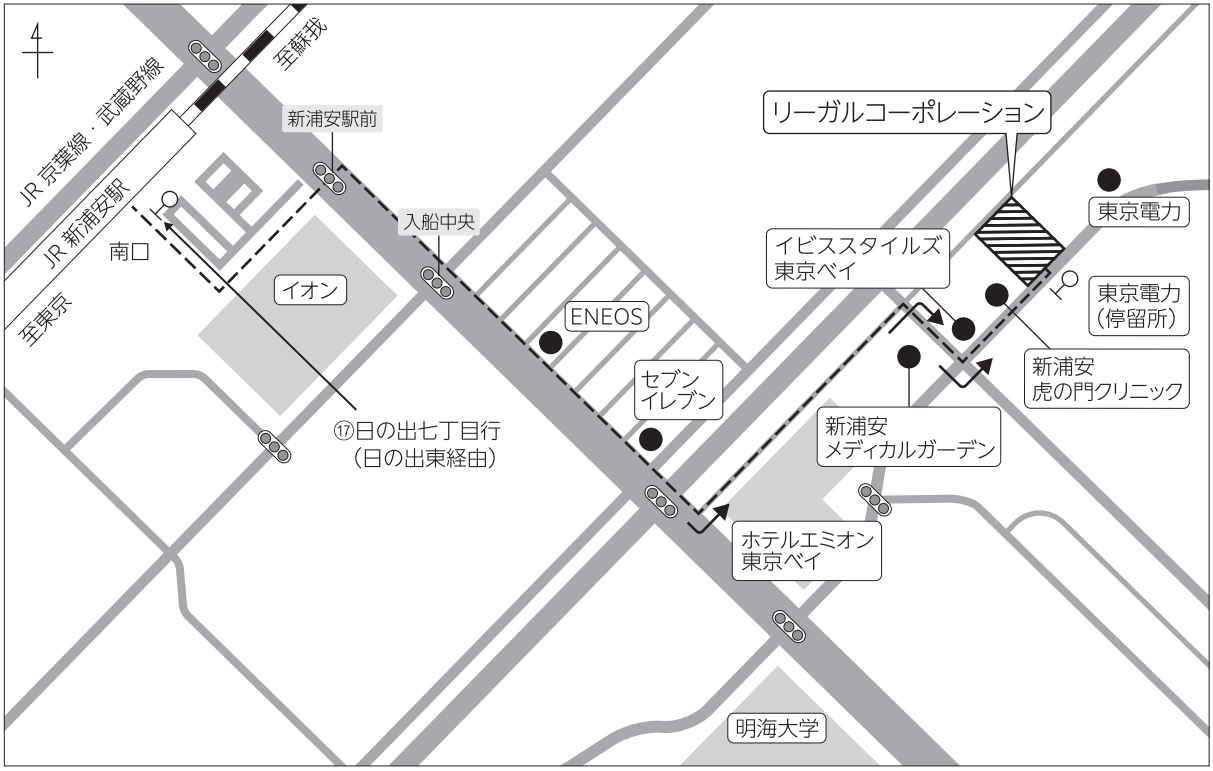

交通機関
JR（京葉線・武蔵野線）新浦安駅より徒歩約15分
京成バス千葉ウエスト ⑰日の出七丁目行　東京電力下車徒歩約１分
（日の出東経由）

場　　所　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社リーガルコーポレーション　本社１階　ホール
電　　話　０４７（３０４）７０５０（代表）

公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
来場に当たりサポートが必要な方は、事前にご連絡ください。

UD FONT
VEGETABLE OIL INK

電子提供措置の開始日2025年５月30日

第193回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

１．連結注記表・・・41
２．個別注記表・・・53

株式会社 リーガル コーポレーション

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　13社

主要な連結子会社の名称

株式会社リーガル販売、株式会社リーガルリテール、チヨダシューズ株式会社

なお、蘇州麗格皮革制品有限公司については、華健靴業有限公司の新規設立に伴い40%出資し、主要な事業を引き継いだことにより、重要性が低下したため連結の範囲から除外し、持分法適用の非連結子会社とすることといたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

蘇州麗格皮革制品有限公司

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数　3社

会社の名称

① 非連結子会社

蘇州麗格皮革制品有限公司

② 関連会社

東立製靴株式会社、華健靴業有限公司

なお、華健靴業有限公司については、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社とした蘇州麗格皮革制品有限公司が当該会社の新規設立に伴い40%出資し、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることといたしました。

(2) 持分法を適用しない関連会社はありません。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等　主として移動平均法による原価法

② デリバティブ取引による生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ア. 商品及び製品

総平均法

イ. 仕掛品

総平均法

ウ. 原材料及び貯蔵品

移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、在外連結子会社は、見積耐用年数に基づく定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（ただし、残価保証の取り決めがある場合は当該保証額）とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

・一般債権　　貸倒実績率によっております。

・貸倒懸念債権及び破産更生債権等　　財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店の意思決定時点において、閉店により発生が見込まれる原状回復費用等の閉店関連損失額について合理的な見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海麗格鞋業有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の事業年度等に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の蘇州麗格皮革制品有限公司及び関連会社の華健靴業有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、３年間の定額法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④　小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥　ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については、特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

為替予約、金利スワップ

・ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務等、借入金の利息

ウ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

オ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引手続及び取引権限を定めた社内規程に基づき、取引の執行・管理は経理部が行っております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、発生日以後、投資効果の発現する期間（5年～20年）で均等償却を行っております。ただし、金額が僅少である場合は、発生会計年度に一括償却しております。

⑧　収益及び費用の計上基準

ア. 靴小売事業

顧客との販売において、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、当該製商品の引渡時点において収益を認識しております。

イ. 靴卸売事業

顧客との販売契約において、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、主に国内における取引のため出荷時から製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点において収益を認識しております。

なお、百貨店などを中心とした一部の販売取引について当社は返品及び値引の履行義務を負っており、取引価格に変動対価が含まれております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号　2022年10月28日) 及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日) を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更)

退職給付に係る数理計算上の差異の費用処理方法の変更

従来、当社は、退職給付に係る数理計算上の差異の費用処理方法について、３年間の定率法により発生の翌連結会計年度から費用処理をする方法を採用しておりましたが、当連結会計年度から３年間の定額法により発生の翌連結会計年度から費用処理する方法に変更しております。

この変更は、当社グループが３ヵ年の中期経営計画 (2023年度から2025年度) に基づく成長戦略を推し進めていく中で、退職給付費用を含む店舗運営コストと売上の費用収益対応の観点から、定額法を採用することが会社の経済的実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断したことによるものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「売上割引」(当連結会計年度８百万円) 及び「支払手数料」(当連結会計年度２百万円) については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「雑支出」に含めて表示しております。

(追加情報)

財務制限条項

当社グループの長期借入金 (１年以内返済予定額を含む) のうち、1,850百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

(1) 2024年３月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

(2) 2024年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

(会計上の見積りに関する注記)

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　382百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号) に従い、翌連結会計年度以降の事業計画を基礎に将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異については、繰延税金資産として資産計上を行い、回収不能なものについては評価性引当額を計上しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

翌連結会計年度以降の事業計画及び課税所得の見積りについては、外部環境の影響をはじめとする今後の経営環境に一定の仮定をおいて算出しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定として用いた翌連結会計年度以降の事業計画や課税所得の見積りに大きな変動があった場合には、実際に回収可能な将来減算一時差異も変動する可能性があり、この場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与えます。

2．棚卸資産の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品　　6,810百万円
原材料及び貯蔵品　　476百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

取得原価をもって貸借対照表価額とし、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額は直近の販売価格を基礎とするほか、棚卸資産ごとに正常な営業循環過程を定め、当該営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、規則的に帳簿価額を切下げる方法を適切な評価額として算出しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末において回収可能として算出した貸借対照表価額と翌連結会計年度以降の実際の回収額には、大きく変動が生じる可能性があり、この場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与えます。

3．退職給付関係

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る負債　997百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループが採用している確定給付企業年金制度は、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）に従い、退職給付債務及び年金資産の額を算出しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、退職率、死亡率、昇給率、割引率、期待運用収益率等の数理計算上の仮定とこれらにより生じた差異の費用処理方法に基づき算出しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

数理計算上の仮定及び差異の費用処理方法に関する仮定は、関連するデータの過去の実績や金利変動の市場動向等、入手可能な情報を総合的に判断して決定しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

退職給付関係において利用した仮定は、将来の不確実な経営環境や社会情勢によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しているため、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及びこれに対する債務

(1) 担保に供している資産	建物及び構築物	901百万円	（うち工場財団	47百万円）
	機械装置	27百万円	（〃	27百万円）
	土地	1,415百万円	（〃	98百万円）
(2) 担保に係る債務	短期借入金	3,932百万円		
	長期借入金	861百万円		

2．資金決済に関する法律に基づき、担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産	流動資産その他	20百万円
(2) 対応する債務	流動負債その他	25百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額　3,822百万円

4．有形固定資産の減損損失累計額　151百万円

5．事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布　政令第119号）第２条第４号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、路線価の定められていない地域については同条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　2000年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

282百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末の発行済株式の総数

普通株式　3,250,000株

2．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の総数

普通株式　8,132株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日取締役会	普通株式	217	68	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	235	75	2025年3月31日	2025年6月25日

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に靴関連の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建営業債務の為替リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、定期的に為替の状況を把握した上で、一部については必要に応じて為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る調達資金であり、リース債務、未払金(流動負債その他)、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。償還日は決算日後、最長で6年後であります。

また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「3.会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項」に記載されている「⑥ ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注２）を参照ください）。また、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金並びに１年以内返済予定のリース債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券（※）			
その他有価証券	3,725	3,725	－
(2) 敷金及び保証金	1,027	927	△99
資　産　　計	4,752	4,652	△99
(1) 長期借入金	2,801	2,735	△65
(2) リース債務（固定負債）	136	133	△3
負　債　　計	2,937	2,869	△68

（※）投資有価証券には、関係会社株式を含めておりません。

（注１）有価証券に関する事項

投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種　類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	1,019	3,714	2,694
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	12	10	△2
合　　計		1,032	3,725	2,692

（注２）市場価格のない株式等

① 非上場株式（連結貸借対照表計上額18百万円）は、「(1) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

② 事務所等賃借時に差し入れている敷金及び保証金（連結貸借対照表計上額21百万円）は、「(2) 敷金及び保証金」には含めておりません。

（注３）長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金	532	468	1,718	268	168	179
リース債務	70	59	57	19	0	－
合　計	602	527	1,775	287	168	179

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,725	－	－	3,725
資　産　計	3,725	－	－	3,725

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	927	－	927
資　産　計	－	927	－	927
長期借入金	－	2,735	－	2,735
リース債務（固定負債）	－	133	－	133
負　債　計	－	2,869	－	2,869

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券
上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

敷金及び保証金
将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性のある賃貸等不動産はありません。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計算書計上額 (注) 3
	靴小売事業	靴卸売事業	計				
売上高							
直営店舗	13,221	－	13,221	－	13,221	－	13,221
オンラインショップ	1,351	808	2,160	－	2,160	－	2,160
百貨店	－	3,009	3,009	－	3,009	－	3,009
一般専門店等	－	5,134	5,134	－	5,134	－	5,134
その他	－	15	15	9	24	－	24
顧客との契約から生じる収益	14,573	8,968	23,541	9	23,551	－	23,551
その他の収益	－	－	－	6	6	－	6
外部顧客への売上高	14,573	8,968	23,541	16	23,558	－	23,558
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	134	134	△134	－
計	14,573	8,968	23,541	150	23,692	△134	23,558
セグメント利益	141	255	397	12	410	-12	397

(注) 1．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。
2．セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
3．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

取引価格の算定に関する情報

(1) 販売時に付与する「REGAL MEMBERSポイント」については、独立したオプションとして履行義務を認識し、取引価格については、ポイントの利用割合や失効実績が特定の期間に偏ることもあるため、過去の複数期間を基礎に見積もっております。「REGAL MEMBERSポイント」の履行義務に配分された取引価格は契約負債として繰延べ、ポイントの利用に従い収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね１ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 返品及び値引の履行義務に対する変動対価の見積りは、類似した同種の取引が多数あることから、変動対価の見積額を確率で加重平均した金額（期待値法）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果認識された、値引及び返品に係る負債に関しても、類似した同種の取引が多数あることから、変動対価と同様に算定しております。

また、変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めており、取引価格に含まれた変動対価の額は、返品及び値引が計上された時点において収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね６ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,851	3,392
契約資産	－	－
契約負債	84	94

② 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額
84百万円（取引の性質を考慮した見積額を記載しております。）

③ 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容
該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　4,065円07銭
１株当たり当期純利益　　219円41銭

(重要な後発事象に関する注記)

(投資有価証券の売却および特別利益計上の見込み)

当社は、2025年５月12日に開催された取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議しました。

１．投資有価証券売却の理由
保有株式の縮減を推進し、資本効率の改善および経営基盤の強化を図るものであります。

２．投資有価証券売却の内容
(1) 売却株式
当社が保有する上場有価証券の一部

(2) 投資有価証券売却益の発生時期
2025年５月13日から2026年３月31日まで

(3) 投資有価証券売却益
約520百万円（見込み）
※上記の投資有価証券売却益は見込額であり、変動する場合があります。

(自己株式の取得に係る事項)

当社は、2025年５月12日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、行うものであります。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の数	151,000株（上限）
(3) 株式取得価額の総額	430百万円（上限）
(4) 自己株式取得の期間	2025年５月13日から2026年３月31日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有 価 証 券	①	子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
	②	その他有価証券	
		市場価格のない株式等以外のもの	時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
		市場価格のない株式等	主として移動平均法による原価法
(2) デリバティブ取引	デ リ バ テ ィ ブ		時価法
(3) 棚 卸 資 産	評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。		
	①	商品及び製品	総平均法
	②	仕掛品	総平均法
	③	原材料及び貯蔵品	移動平均法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（ただし、残価保証の取り決めがある場合は当該保証額）とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

・一般債権	貸倒実績率法によっております。
・貸倒懸念債権及び破産更生債権等	財務内容評価法によっております。

(2) 投資損失引当金
財政状態の悪化した子会社への投資に対する損失に備えるため、実質価値の低下の程度及び将来の回復の見込み等を総合的に勘案して計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店の意思決定時点において、閉店により発生が見込まれる原状回復費用等の閉店関連損失額について合理的な見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、３年間の定額法により発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

(1) 靴小売事業

顧客との販売において、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、当該製商品の引渡時点において収益を認識しております。

(2) 靴卸売事業

顧客との販売契約において、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、主に国内における取引のため出荷時から製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点において収益を認識しております。

なお、百貨店などを中心とした一部の販売取引について当社は返品及び値引の履行義務を負っており、取引価格に変動対価が含まれております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

為替予約、金利スワップ

・ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務、借入金

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引手続及び取引権限を定めた社内規程に基づき、取引の執行・管理は経理部が行っております。

(2) のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、発生日以後、投資効果の発現する期間（5年～20年）で均等償却を行っております。ただし、金額が僅少である場合は、発生事業年度に一括償却しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更)

退職給付に係る数理計算上の差異の費用処理方法の変更

従来、当社は、退職給付に係る数理計算上の差異の費用処理方法について、3年間の定率法により発生の翌事業年度から費用処理をする方法を採用しておりましたが、当事業年度から3年間の定額法により発生の翌事業年度から費用処理する方法に変更しております。

この変更は、当社が3ヵ年の中期経営計画（2023年度から2025年度）に基づく成長戦略を推し進めていく中で、退職給付費用を含む店舗運営コストと売上の費用収益対応の観点から、定額法を採用することが会社の経済的実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断したことによるものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「売上割引」(当事業年度8百万円) 及び「支払手数料」(当事業年度2百万円) については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「雑支出」に含めて表示しております。

(追加情報)

財務制限条項

当社の長期借入金（1年以内返済予定額を含む）のうち、1,850百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

(1) 2024年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

(2) 2024年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(会計上の見積りに関する注記)

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　204百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号) に従い、翌事業年度以降の事業計画を基礎に将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異については、繰延税金資産として資産計上を行い、回収不能なものについては評価性引当額を計上しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

翌事業年度以降の事業計画及び課税所得の見積りについては、外部環境の影響をはじめとする今後の経営環境に一定の仮定をおいて算出しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定として用いた翌事業年度以降の事業計画や課税所得の見積りに大きな変動があった場合には、実際に回収可能な将来減算一時差異も変動する可能性があり、この場合、翌事業年度の計算書類に影響を与えます。

2．棚卸資産の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品　6,586百万円

原材料及び貯蔵品　214百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

取得原価をもって貸借対照表価額とし、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額は直近の販売価格を基礎とするほか、棚卸資産ごとに正常な営業循環過程を定め、当該営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、規則的に帳簿価額を切下げる方法を適切な評価額として算出しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当期末において回収可能として算出した貸借対照表価額と翌事業年度以降の実際の回収額には、大きく変動が生じる可能性があり、この場合、翌事業年度の計算書類に影響を与えます。

3．退職給付関係

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金　589百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社が採用している確定給付企業年金制度は、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号) に従い、退職給付債務及び年金資産の額を算出しており、退職給付引当金及び退職給付費用は、退職率、死亡率、昇給率、割引率、期待運用収益率等の数理計算上の仮定とこれらにより生じた差異の費用処理方法に基づき算出しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

数理計算上の仮定及び差異の費用処理方法に関する仮定は、関連するデータの過去の実績や金利変動の市場動向等、入手可能な情報を総合的に判断して決定しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

退職給付関係において利用した仮定は、将来の不確実な経営環境や社会情勢によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しているため、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	887百万円	(うち工場財団	45百万円)
	構築物	13百万円	(〃	1百万円)
	機械装置	27百万円	(〃	27百万円)
	土地	1,377百万円	(〃	98百万円)
(2) 担保に係る債務	短期借入金	3,932百万円		
	長期借入金	861百万円		

2．資金決済に関する法律に基づき担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産	流動資産その他	20百万円
(2) 対応する債務	預り金	25百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額 2,039百万円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	2,147百万円
短期金銭債務	790百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	10,564百万円
営業取引 (支出分)	8,869百万円
営業取引以外の取引 (収入分)	392百万円
営業取引以外の取引 (支出分)	7百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	50,340	79,414	15,781	113,973	(注)

(注) 1．当期増加自己株式数 79,414株の内訳は、以下のとおりであります。
(1) 2025年２月10日の取締役会決議による自己株式の取得　79,200株
(2) 単元未満株式の買取り　214株

2．当期減少自己株式数 15,781株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券等評価損	428百万円
出資金評価損	153 〃
貸倒引当金	475 〃
棚卸資産評価損	152 〃
賞与引当金	33 〃
退職給付引当金	169 〃
退職給付信託設定額	65 〃
投資損失引当金	150 〃
繰越欠損金	1,174 〃
減損損失	34 〃
その他	109 〃
繰延税金資産小計	2,948百万円
評価性引当額	△2,341 〃
繰延税金資産合計	606百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△402百万円
その他	△0 〃
繰延税金負債合計	△402百万円
繰延税金資産の純額	204百万円

(注) 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号　2021年８月12日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	取引により発生した債権又は債務	
						科目	当該事業年度末日における残高(百万円)
子会社	㈱リーガル販売	(所有)直接100.0	当社商品の卸売 土地建物他を賃貸 役員の兼任	委託販売売上	7,013	受取手形	75
				賃貸料収入	65	売掛金	1,625
				販売手数料（注１）	1,858	—	—
				支払利息	0	—	—
子会社	㈱リーガルリテール	(所有)直接100.0	当社商品の小売 資金援助 土地建物他を賃貸 役員の兼任	商品売上（注４）	3,213	売掛金	14
				ロイヤリティ収入	61	—	—
				賃貸料収入	27	—	—
				販売手数料（注１）	2,066	—	—
				資金の貸付（注２）	171	長期貸付金	1,686
				受取利息	23	—	—
子会社	チヨダシューズ㈱	(所有)直接100.0	当社製品の製造 資金援助及び借入 機械装置他を賃貸 土地建物を賃借 役員の兼任	賃貸料収入	4	—	—
				賃借料支払	17	—	—
				生産加工仕入（注３）	1,303	—	—
				受取利息	6	長期貸付金	870
				支払利息	3	短期借入金	384
子会社	岩手製靴㈱	(所有)直接100.0	当社製品の製造 土地建物他を賃貸 役員の兼任	賃貸料収入	11	売掛金	75
				生産加工仕入（注３）	1,439	—	—
				支払利息	0	—	—
子会社	岩手シューズ㈱	(所有)直接100.0	当社製品の製造 資金借入 土地建物他を賃貸 役員の兼任	賃貸料収入	9	—	—
				生産加工仕入（注３）	1,368	—	—
				支払利息	2	短期借入金	231
子会社	香港麗格靴業有限公司	(所有)直接100.0	当社商品の卸売 当社商品の小売 役員の兼任	商品売上（注４）	54	売掛金	7
				貿易手数料	147	前払費用	30
				業務委託料	60	—	—
				販売手数料	11	—	—
				広告宣伝費	5	—	—
				研究開発費	10	—	—
				受取配当金	289	—	—

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	取引により発生した債権又は債務	
						科目	当該事業年度末日における残高(百万円)
関連会社	東立製靴㈱	(所有)直接33.0	当社商品の製造材料販売	商品の仕入（注３）	282	買掛金	18
				材料売上（注４）	42	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１) 販売手数料の料率については、子会社と交渉の上決定しております。

(注２) 取引金額は、前期末残高からの増減額を表示しております。

(注３) 商品の仕入及び生産加工仕入の支払については、子会社および関連会社より提示された価格により、市場の実勢価格を参考にして、その都度交渉の上決定しております。

(注４) 材料及び商品の売上については、当社の提示した価格を子会社および関連会社が市場の実勢価格と比較して、その都度交渉の上決定しております。

提出会社の主要株主（法人）が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	取引により発生した債権又は債務	
						科目	当該事業年度末日における残高(百万円)
法人主要株主が議決権の過半数を所有している会社	㈱ニッピ・フジタ	(所有)直接1.2	材料・商品仕入	材料及び商品の仕入（注１）	1,963	買掛金	180
				材料の売上（注２）	41	売掛金	14
				受取配当金	0	—	—
	大鳳商事㈱	(所有)直接17.9	材料・商品仕入	材料及び商品の仕入（注１）	49	買掛金	0
				梱包材料仕入等（注１）	35	未払費用	2
				受取配当金	1	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１) 材料及び商品の仕入、梱包材料仕入等については、㈱ニッピ・フジタ、大鳳商事㈱より提示された価格により、市場の実勢価格を参考にして、その都度交渉の上決定しております。

(注２) 材料の売上については、当社の提示した価格を㈱ニッピ・フジタが市場の実勢価格と比較して、その都度交渉の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額　　3,774円98銭

２．１株当たり当期純利益　　225円02銭

(重要な後発事象に関する注記)

(投資有価証券の売却および特別利益計上の見込み)

当社は、2025年５月12日に開催された取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議しました。

１．投資有価証券売却の理由
保有株式の縮減を推進し、資本効率の改善および経営基盤の強化を図るものであります。

２．投資有価証券売却の内容
(1) 売却株式
当社が保有する上場有価証券の一部

(2) 投資有価証券売却益の発生時期
2025年５月13日から2026年３月31日まで

(3) 投資有価証券売却益
約520百万円（見込み）
※上記の投資有価証券売却益は見込額であり、変動する場合があります。

(自己株式の取得に係る事項)

当社は、2025年５月12日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、行うものであります。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の数	151,000株（上限）
(3) 株式取得価額の総額	430百万円（上限）
(4) 自己株式取得の期間	2025年５月13日から2026年３月31日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付